

Ⅱ 上越市地域クラブ活動ガイドライン

Ⅰ 上越市地域クラブ活動の在り方

上越市地域クラブ活動は、少子化の中でも将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するための取組であるとともに、子どもも大人も身近にスポーツや文化芸術に親しみ、世代を超えて交流する中で、人と人が豊かにつながるまちをつくることに通じる取組でもある。

活動においては、スポーツ・文化芸術活動の価値を脅かす暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為を排除し、学校等と連携して、適切な休養日を設けるなど、子どもたちや関係者が安心して気持ちよく参加したり支えたりする、一人一人のウェルビーイングを高める活動を行うものとする。

本ガイドラインは、上越市地域クラブ活動の主たる対象である中学生の活動を想定し、その適正な運営や活動の在り方を示すものである。

2 上越市地域クラブ認定制度

地域クラブ活動に参加する生徒の安全安心な環境や保護者の安心感を担保するとともに、多様な実施主体の参加を得るため、上越市地域クラブ活動の目的、理念等に沿う活動を行うスポーツ・文化芸術団体を公募し、認定要件を満たした団体を市教委が、「上越市地域クラブ」として認定する。認定要件等は、別に定める。

3 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(Ⅰ) 運営団体・実施主体

ア 運営団体は、地域クラブ活動が適切に行なわれるよう実施主体を統括する。上越市では、上越市スポーツ協会、上越 SC ネット及び（仮称）文化芸術系統括団体を位置づける。

イ 実施主体は、地域クラブ活動を実際に行うスポーツ・文化芸術団体で、地域クラブ活動の運営を担い、活動の参加者に対して直接的な指導を行う。

ウ 実施主体は、いずれかの運営団体に加盟し、運営団体と協力して適正なガバナンス(統治、管理)を確保する。(加盟できる運営団体がない場合は市教委と協議する。)

- エ 実施主体は、持続可能な運営に向けて複数の役員や指導者が運営に携わることをし、それを記した規約等の作成を行う。
- オ 市教委、運営団体は、スポーツ庁が示す「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」を実施主体等に対して広く周知・徹底する。
- カ 市教委は、関係者の協力を得ながら運営団体・実施主体の整備充実を支援する。文化芸術分野については、令和８年度の（仮称）文化芸術系統括団体の設立を目指す。
- キ 市教委は、地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた指導・助言等の支援を行う。

(2) 関係者間の連携体制の構築等

- ア 市教委は、上越市地域クラブ活動推進委員会をはじめ、スポーツ団体・文化芸術団体、市校長会、上越市小中学校 PTA 連絡協議会等の関係機関・団体等との連絡会や市内担当者連絡会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。
- イ 実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、生徒、保護者等に公表する。
- ウ 運営団体や実施主体は、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含め管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

ア 指導者の質の保障

- (ア) 市教委は、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動の環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の把握に努めるとともに、地域クラブ活動への参画を促進する。
- (イ) 指導者は、生徒を安全・健康管理面、生徒指導を含めた教育面で支えるため、有資格の指導者、市教委の生徒指導担当指導主事や学校の生徒指導主事等の教師等と連携したり、市教委が実施する指導者研修、競技団体が実施する各種研修会等に積極的に参加したりする。
- (ウ) 運営団体は、生徒の心身の安全安心の確保、指導者の暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の問題となる行動が見られた場合への対応について、相談窓口を設けるほか、公益財団法人日本スポーツ協会等の総括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

イ 適切な指導の実施

- (ア) 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒の心身の

健康管理、事故防止及び安全管理を徹底し、体罰、暴言、ハラスメントを根絶する。

- (イ) 指導者は、プレイヤーの立場に立った指導をするとともに、マナー、エチケットの手本となるような態度・行動を実践し、スポーツ・文化芸術に取り組むことの楽しさを自ら表現するよう努める。
- (ウ) 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- (エ) 運営団体・実施主体は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「指導手引」を活用して指導を行うことが望ましい。
- (オ) 運営団体・実施主体及び指導者は、必要に応じて、中学生の発達段階に係る専門的知見を有する保健体育科の教師や養護教諭、生徒指導主事、市教委の生徒指導担当指導主事等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態、生徒指導的配慮に基づく指導等に関する正しい知識を修得する。

ウ 指導者の量の確保

- (ア) 市教委は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、地域クラブ活動において指導のできる社会人、退職教員、兼職兼業を希望する教師や部活動指導員・サポート事業での指導経験者等様々な関係者から指導者を確保することに努め、実施主体等の求めに応じて指導者を紹介する地域クラブ活動指導者バンクを整備するとともに、新潟県の「にいがた地域クラブ活動指導者バンク」とリンクするなど、地域クラブ活動の指導者の配置を支援する。
- (イ) 市教委は、市内の大学等とも連携し、競技経験・活動経験のある学生等を地域クラブ活動の指導者として活用を図るなど、地域クラブ活動が適切に運営できるよう指導者の確保に努める。

エ 教師等の兼職兼業

- (ア) 市教委は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考にしつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、兼職兼業の許可を円滑に得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- (イ) 市教委が兼職兼業等の許可をする際には、教師等の本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも勘案して許可する。
- (ウ) 運営主体・実施主体は、教師等を指導者として雇用等する際には、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。また、教師等の兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、市教委、運営団体・実施主体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用

者等の適切な労務管理に努める。

- (E) 市教委、校長は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考にしつつ、所属職員に対し丁寧に制度等の説明を行う。

(4) 活動内容

- ア 運営団体・実施主体は、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。
- イ 運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。
- ウ 市教委は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携しながらこれらの活動等や地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者、市民に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

技能や記録の向上に向けて競技特性を踏まえたトレーニングを行うことが必要であると同時に、スポーツ障害等を避けるという観点や、学業との両立ができるバランスの良い生活を送るという観点から、行き過ぎた練習が望ましくないことは全ての地域クラブ活動に共通する。「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）においては、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」としている。

- ア 休日のみ実施する地域クラブ活動は、原則として土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- イ 平日も活動を実施する地域クラブ活動は、学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。原則、平日1日、土曜日及び日曜日は1日以上とする。休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ウ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- エ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- オ 運営団体・実施主体は、休養日及び活動時間を設定するに当たり、生徒が在籍

する学校等と活動計画の情報共有を図り、地域や学校、参加者等の実情（定期試験前後の一定期間に休養日を設けることや週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなど）に応じて活動を考慮する。

(6) 活動場所

- ア 運営団体・実施主体は、学校施設、公共スポーツ・文化施設、社会教育施設等の施設を幅広く活用し、活動場所の確保に努める。
- イ 市教委は、地域クラブ活動に係る学校施設、公共スポーツ・文化施設、社会教育施設等の利用について、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- ウ 市教委は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

(7) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減

- ア 地域クラブ活動の費用は、原則、受益者負担とするが、運営団体・実施主体は、生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 市教委は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。
- ウ 市教委は、地域クラブ活動の運営に関し企業等の協力や支援を得るための取組を進める。
- エ 運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) スポーツ外傷・障害、事故の防止と健康管理

ア 活動前の準備等

- (ア) 実施主体は、活動開始時に参加者の健康状態、疾病、傷病等の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるようにする。
- (イ) 活動施設、用具等については、安全確認を実施する。

イ 活動中の留意事項

- (ア) 実施主体は、一人一人の個人差、能力差に配慮した活動計画を作成し、活動内容がオーバーワークにならないように努める。
- (イ) 活動中は適切な活動時間と休憩時間を設定し、水分補給に留意する。

ウ 熱中症の防止

高温多湿においては、暑さ指数（WBGT）等の数値をもとに、活動強度を軽

くしたり、休憩を定期的にとったり、塩分・水分補給を確実に行うとともに、生徒の実態に応じて、活動時間の短縮や中止など柔軟に対応する。

エ 活動中のけが、事故等の対応

(ア) 実施主体は、けがや事故等に対して迅速・適切な対応ができるように、医療機関や緊急連絡先等を整備するなど、安全管理体制を構築するとともに、事故等が発生した場合、速やかな応急手当、対応を行い、事故等の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な処置を講ずる。また、団体の責任者、当該生徒の保護者及び生徒の在籍校、運営団体への報告を行う。けがや事故等により命に関わる場合は、即刻市教委に報告する。

(イ) 活動中の事故に対しては、加入している保険で手続きを行う。

オ 安全管理マニュアルの整備

市教委は、本ガイドラインとは別に、「地域クラブ活動安全管理マニュアル」を作成し、示す。

(9) 保険の加入

ア 運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身のけが等を補償する傷害保険や賠償責任保険への加入を義務づける。その際、各分野・競技特性及びこれまでのけがや事故の発生状況等を踏まえて、適切な補償内容・保険料である保険を選定する。

イ 争訴対応に関しての保険加入については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の任意とする。

(10) 個人情報の取り扱い

運営団体・実施主体は、個人情報の保護に関する法律を遵守するほか、活動によって知り得た情報等を漏洩せず適正に取り扱う。

4 学校との連携等

(1) 教育的意義

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から教育的意義をもちうるものである。

イ 学校部活動はこれまで、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意

欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

ウ 地域クラブ活動においても、学校部活動の教育的意義を、継承・発展させ、地域での発達段階やニーズに応じた多様な体験や、様々な世代との豊かな交流等を通じた学び等の新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、教育的機能を一層高めていくことが大切である。

(2) 情報の共有及び提供

ア 地域クラブ活動と学校部活動の間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動と学校部活動の間で、活動方針や活動状況等の共通理解を図るとともに、生徒の活動状況に関する情報共有等も綿密に行うことが望ましい。兼職兼業により指導に携わる教師がいる地域クラブ活動においては、その教師の知見も活用するなど効率的・効果的に情報交換を行い、生徒や保護者等に対しても丁寧な説明が行われるよう配慮する。

イ 市教委は、地域クラブ活動が市ガイドラインに沿って適切に行われるよう、その取組状況等を適宜把握し、必要な助言・指導を行う。

ウ 市教委は、市内で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者、市民に ICT 等を活用し広報・周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動ややりたい活動を調べたり、選んだりできるようにする。

5 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

ア 大会等に地域クラブ活動として出場する際の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

イ 学校の授業日に行われる大会等に地域クラブ活動として出場する際は、実施主体の指導者等が参加する大会等に関する情報や当該団体等に所属する生徒の参加状況等を当該校の校長に事前に連絡するとともに、大会等の当日も必ず連絡する。

(2) 大会運営への従事

ア 市教委、校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業等の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の実施主体は、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

イ 市教委、校長は、教師等が実費弁償の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業等の許可を含めた適切な勤務管理を行う。こ

の際、業務への影響の有無、教師等の健康の配慮から、職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

(3) 大会等参加の在り方

市教委及び学校、運営団体・実施主体は、週末等に開催される大会等に参加することが、生徒や保護者及び指導者の過度の負担とならないことを考慮して、参加する大会等が適正な回数となるよう精選するよう努める。

(4) 大会等参加に対する支援

市教委は、実施主体が大会等に地域クラブ活動として参加する場合について、上越市小中学校児童生徒遠征費補助金交付要綱に準じた参加費等の一部補助等の支援の検討を進める。

(5) 中学校体育連盟（以下中体連）主催大会への参加

中体連主催大会へ地域クラブ活動として参加を希望する際には、県中体連が示す「県中体連主催大会参加に関わる地域クラブ活動認定基準」を満たすとともに、地域クラブ活動認定申請手順に沿って中体連に申請する。また、競技によっては、日本中体連が「地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則」に示す日本スポーツ協会や中央競技団体の公認スポーツ指導者等の資格取得者の在籍が必要となることに留意する。

6 その他

(1) 市ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、国や県の方針、ガイドライン等を見直しや、上越市地域クラブ活動の状況の推移等に応じ、適宜必要な見直しを行うこととする。